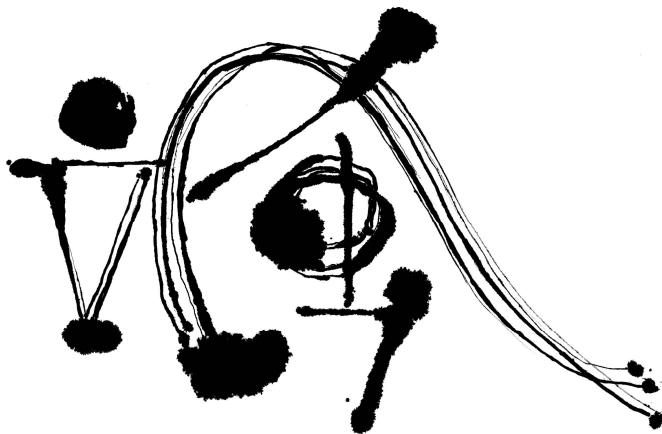


指定地域密着型通所介護
(介護予防通所介護に相当する第1号通所事業) 事業所

リハビリテーション
はるかぜ

重要事項説明書



重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業所名	リハビリテーション颯 はるかぜ
所在地	広島県呉市広中新開2丁目4-27
事業所指定番号	3490500448
管理者・連絡先	林 大輔 電話 (0823) 27-5116
サービス提供地域	呉市(蒲刈町、下蒲刈町、豊町、豊浜町、音戸町、倉橋町を除く)
利用定員	15名

2. 事業目的及び運営方針

(1) 事業の目的

社会福祉法人大空会が開設するリハビリテーション颯 はるかぜ（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護および介護予防通所介護に相当する第1号通所事業（以下指定通所介護サービス等）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従事者（以下「通所介護等従事者」という。）が、要介護状態および要支援状態（以下「要介護状態等」という。）にある高齢者に対し、適正な指定通所介護サービス等を提供することを目的とする。

(2) 運営の方針

事業所の通所介護等従事者は、要介護状態等の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話および機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3. 事業所の職員体制

職 種	従事するサービスの内容等	人 員
管理者	業務の管理を行います。	1名（常勤兼務）
生活相談員	サービス利用に係る一切の相談業務を行います。	2名（常勤兼務）
機能訓練指導員	利用者の身体機能評価及び各種リハビリテーションの計画を立て、実施します。（看護師）	1名（常勤兼務）
看護職員	医療、健康面の管理、指導、助言、機能訓練等を行います。 又各種健康相談に応じます。（看護師）	1名（常勤兼務）
介護職員	介護及びリハビリテーション業務の補助、送迎業務等を行います。	1名（常勤専従） 1名（常勤兼務） 2名（非常勤専従）

※勤務時間 平日8：30～17：30

※休暇 土曜・日曜・祝日・夏季休暇（8/13～8/15）・年末年始（12/31～1/3）。

4. 業務日及び業務時間

業 務 日	業 務 時 間
月曜日から金曜日まで ※祝日及び 夏季休暇（8/13～8/15）・年末年始（12/31～1/3） を除く	午前8時30分から午後5時30分まで

5. サービス内容及び費用

(1) 介護保険給付対象サービス

① サービス内容

・機能訓練

機能訓練指導員により利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。

・生活指導

利用者の生活面での指導・援助を行います。

・健康チェック

血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。

・排泄

利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。

・口腔ケア

看護師により利用者の状況に適した口腔ケアを行い、誤嚥性肺炎や認知症予防に努めます。

・相談及び援助

利用者とその家族からの相談に応じます。

・送迎

ご自宅から施設までの送迎を行います。尚、利用者の希望により、提供しないことも可能です。

② 費用

・介護保険の適用がある場合又は第1号事業対象者である場合は、介護保険負担割合証にある負担割合に基づいて、添付する契約書別紙サービス内容及び利用料金同意書に示す利用料金の1割～3割が利用者の負担額となります。お客様の利用者負担額については、契約書別紙サービス内容及び利用料金同意書に記載します。

・上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、お客様の居宅サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。

・介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者の自己負担となりますのでご相談ください。

・介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者が直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、お客様は料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

・介護保険法の改正に伴い利用料の変更を行う場合があります。その際は説明し同意を得てから変更致します。

・介護保険外の費用として、おむつ代実費及び日常生活活動に必要な費用が必要となります。

・利用料の支払いは、事業者が指定する口座自動引き落としサービスの利用により、月末締め切り翌月末日（金融機関休業日は翌営業日）に指定口座より引き落としにてお支払いいただきます。又、現金でのお支払いを希望される場合は月末締め切り翌月末営業日までに事業所にてお支払下さい。尚、銀行振込を希望される場合は、下記口座まで、振込手数料お客様負担にて送金下さい。

広島銀行 広島支店 普通口座 （口座番号） 3 6 3 7 1 6 7

社会福祉法人 大空会 はるかぜの家 理事長 黒川 義之

※入金確認後、領収書を発行いたします。

6. サービス提供時間

(午前の部) 9 : 1 5 ~ 1 2 : 1 5 (午後の部) 1 3 : 3 0 ~ 1 6 : 3 0

7. 当事業所におけるサービス提供方針

(1) 様々なリハビリテーションプログラムの提供

当事業所はすべてにおいてリハビリテーションプログラムとしてサービスが提供されます。個々に適した各種プログラムにご参加いただきます。個別機能訓練加算Ⅰイを算定し、看護師が中心となり計画的に実施されます。

(2) 過剰サービスの排除

当事業所では皆様の介護計画と皆様の残存機能（出来ること、出来ないこと）に応じ、過剰介護をせず、自立、維持、回復していただく信念において介護サービスを実施します。よってよほどの事情が無い限りお茶などの上げ膳据え膳サービスは行いません。出来ることはご自身で行っていただきたいと考えております。

(3) 口腔機能向上加算プログラムの実施

介護予防、悪化予防、身体機能向上、認知症予防、誤嚥性肺炎の予防など、様々な予防効果、機能向上を目指し当事業所ではケアプランの記載に準じ月2回、口腔衛生指導を実施します。全ては計画に基づき看護師が中心となり実施され、口腔機能向上加算が算定されます。

8. 個人情報保護及び守秘義務

職員は在職中はもちろん退職後についても皆様の情報を第三者に漏洩しないことを誓約しております。又、秘密保持の為の教育、指導を徹底しております。尚記録物等に関しては担当者会議及び緊急性を除く外部持ち出しの一切を行わず（担当者会議等必要時においては必要最低限の記録、情報を持ちだし、活用させていただきます）。

9. 相談窓口及び苦情対応

当事業所のサービスに関する相談や苦情については営業時間中に限り、次の窓口で対応します。

電話番号 0823(27)5116

担当者 生活相談員及び管理者

又苦情についてはお住まいの各市町村の窓口又は国保連合会でも受け付けております。

呉市役所 介護保険課

0823(25)3136

広島県国民健康保険団体連合会 介護保険課

082(554)0783

※呉市以外にお住まいの方は居住地の市町村役所または国保連合会でも受け付けます。

10. キャンセル規定

サービスの利用をキャンセルする場合は、サービス提供当日の午前8時までに、電話もしくはファックスにてその旨をお知らせ下さい。電話の場合は留守番電話に録音して下さい。

11. 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかにお客様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をします。

① 主治医

病院名及び所在地・連絡先

② 緊急時連絡先 氏名（続柄）

(_____)

住 所

電話番号

1 2. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には、保険者、家族、居宅介護支援事業所に連絡をするとともに、必要な処置を講じます。尚、事業者は通所介護サービスの提供に辺り、利用者の身体・財産の損害を与えた場合にはその損害を施設が加入する下記の賠償保険の範囲内で賠償します。但し、事業者の責めに帰すべき事由によらない場合はその限りではありません。又利用者の故意及び重大な過失により事業者が損害を受けた場合はその損害賠償を請求することとします。

事業者が加入する損害保険

保険会社 損保ジャパン日本興和

支払限度額 1事故(1名につき) 100,000千円

1 3. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
虐待防止に関する担当者 林 大輔
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備します。
- (4) 従業員に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- (5) サービス提供中に、当該事業所又は擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

1 4. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等の恐れがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得たうえで、次に掲げることにより留意して、必要最低限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

- (1) 緊急性 直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性 身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性 利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

1 5. 非常災害時の対策

(1) 非常時の対応

別途定める消防計画に則り対応を行います。

(2) 避難訓練及び防災設備

別途定める消防計画に則り年二回避難訓練を行います。また、次の防災設備を備えます。

- ・自動火災報知器
- ・誘導灯
- ・消火器

1 6. サービス利用にあたっての留意事項

- ・サービス利用の際には、介護保険被保険者証と居宅介護支援事業者が交付するサービス利用票を提示してください。
- ・施設内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- ・決められた場所以外での喫煙はご遠慮ください。
- ・他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- ・所持金品は、自己の責任で管理してください。
- ・施設内での他の利用者に対する一切の宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

17. 運営法人の概要

名 称：社会福祉法人 大空会
代 表 者：理事長 黒川義之
所 在 地：広島県呉市広駅前2-7-38
連 絡 先：電話0823 (74)6679
FAX 0823 (27)6621

18. その他

当事業所ではご本人、ご家族、ケアマネージャー、関係諸機関へのサービス実績の報告、ケアの成果を把握、共有するために、画像や動画による撮影を行います。尚、画像につきましては新聞形式で利用させていただきます。

当事業者は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、通所介護のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

令和____年____月____日

事業者(乙) 住所 呉市広駅前2-7-38
事業者(法人)名 社会福祉法人 大空会

事業所名 リハビリテーション颯 はるかぜ
(事業所番号) 3490500448
代表者名 理事長 黒川 義之

説明者 林 大輔

私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、通所介護のサービス内容及び重要事項の説明を受け同意しました。

令和____年____月____日

利用者(甲) 住所

氏名

代理人(選任した場合) 住所

氏名